健康保険証廃止に伴う本人確認書類の取り扱いについて

2025 年 12 月 4 日
とちぎんTT証券株式会社

経過措置期間の終了に伴い、2025 年 12 月 2 日（火）以降、当社では従来の各種健康保険証は本人確認書類としてご利用いただけません。
なお、各種健康保険の「資格確認書」は今後も本人確認書類としてご利用いただけます。

・「マイナンバー法等の一部改正法」施行に伴い、2024 年 12 月 2 日（月）より個人番号カードが健康保険証として利用開始され、
　健康保険証が廃止されました。

※経過措置期間中に発行済保険証の有効期間が到来した場合や転職・転居等で保険者も異動が生じた場合は、その時点で受入れは不可となります。

ポイント

・　2025 年 12 月 1 日（月）までは経過措置期間として従来の各種健康保険証および資格確認書が利用可能でしたが、経過措置期間の終了に伴い、各種健康保険証は利用不可となります。
・　新たに発行される「資格確認書」について、顔写真付き以外の本人確認書類のひとつとして受入を可能とします。

※ 本人確認書類に用いることができるのは、官公庁からの交付が書面によるもののみです。